

水俣市犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対して行う水俣市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病にかかる身体の被害であって、治療の期間が1か月以上、かつ、3日以上入院を要すると医師に診断されたもの（当該疾病が精神疾患である場合は、治療の期間が1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたもの。）

(見舞金の種類等)

第3条 見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して給付する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族（次項及び第3項の規定により第1順位の遺族となる者であって、当該犯罪行為が発生した時において市民であるものに限る。以下同じ。）
 - (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為を受けた時において市民であるもの
- 2 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
 - (2) 犯罪被害者と生計を一にしていた当該犯罪被害者の子（配偶者の子を

含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の給付を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を遺族見舞金の給付を受ける代表者として定めなければならない。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 重傷病見舞金の給付を受けた者が当該重傷病見舞金の給付に係る犯罪行為に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、20万円とする。

(見舞金の給付制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を給付しない。

(1) 犯罪被害者又はその遺族が、他の市町村から見舞金と同種の金銭給付を受け、又は受ける予定があるとき。

(2) 警察等の捜査機関に犯罪被害を受けたことを申告しておらず、当該犯罪被害の事実が関係機関等への照会等により確認できないとき。

(3) 犯罪被害者又は遺族見舞金の給付を受ける遺族が犯罪行為を誘発し、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は遺族見舞金の給付を受ける遺族にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

(4) 犯罪被害者又は遺族見舞金の給付を受ける遺族が、水俣市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情により、見舞金を給付することが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

(見舞金の給付の申請)

第6条 見舞金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水俣市犯罪被害者等見舞金給付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる見舞金の種類に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が当該見舞金の申請をすることができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者の死亡診断書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を確認することができる書類

イ 犯罪行為が発生した時において、申請者が市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

エ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 次に掲げる書類

ア 重傷病の状態、療養に要する日数、入院期間等に関する医師の診断書その他の証明書

イ 犯罪行為が発生した時において、申請者が市民であったことを確認することができる住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による見舞金の申請は、犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(見舞金の給付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付の可否を決定し、水俣市犯罪被害者等見舞金給付(不給付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

第8条 前条の規定により給付の決定を受けた申請者(以下「給付決定者」という。)は、水俣市犯罪被害者等見舞金給付請求書(様式第3号)により市長に見舞金の給付を請求しなければならない。

(見舞金の給付決定の取消し)

第9条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

見舞金の給付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により見舞金の給付を受けたとき。

(2) 第3条第1項各号に定める者に該当しないことが判明したとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により給付決定を取り消したときは、水俣市犯罪被害者等見舞金給付決定取消通知書(様式第4号)により当該給付決定者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により見舞金の給付決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、期限を定めて水俣市犯罪被害者等見舞金返還命令書(様式第5号)によりその返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。